

平成 20 年 12 月 26 日

保護預りにかかるお客様 各位

リーマン・ブラザーズ証券株式会社  
民事再生手続申立代理人  
弁護士 田中 信隆

保護預りにかかる債権届出についてのお知らせ

前略 弊社がお客様から保護預りしている証券で、弊社の海外関連会社に再委託されており、これまでご返還できていないものについて、多くのお客様から再生債権としての届出を頂戴しております。こうした届出については、証券が返還される場合には生じないものとして、再生債権の認否に当たっては、一律に否認しております。しかしながら、その取扱いについて今般再検討を加えており、一定の条件を付した上で、一定の基準に従いこれを認めることを検討しております。最終的な弊社の対応はまだ確定しておりませんが、保護預りにかかる債権届出を行なっておられるお客様については、査定申立ての期限である平成 21 年 1 月 5 日までに査定の申立てを行って頂き、否認の結果が確定しないようにして頂ければ、その後に弊社として一定の条件と基準の下に認めることが確定した場合には、それに従って認否を変更させていただきます。但し、その場合でも、保護預りとしてお届けは頂いているが、実際には証券自体を弊社が返還することができない場合、例えば消費貸借の形式で弊社宛てに証券を貸し出されているような場合には、当然ながら、否認することとなります。保護預りとしてご主張されているものすべてが認否の変更の対象となるわけではございませんので、その点ご注意ください。

査定期限が間近に迫る中でのお知らせとなり大変恐縮ですが、よろしくご検討頂きますようお願い申し上げます。

草々